

## 「沖縄県議会基本条例」の提案理由説明

議会基本条例等検討委員会委員長 玉城 義和

本条例を提案するに当たりましては、平成23年2月から本年2月までの1年間、16回に及ぶ議会基本条例等検討委員会を開催してまいりました。

検討の過程では、各派代表者会及び議会運営委員会への報告並びに議員全員の共通認識を図るための全員説明会を開催するなど熱心な議論を重ねてまいりました。

そしてここに、検討委員全員により本条例を共同提案できますことは誠に意義深いことであり、条例制定に向けて熱心な御議論をいただきました各会派・議員の皆様の労を多とし、敬意を表します。

それでは、「議員提出議案第2号 沖縄県議会基本条例」につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明いたします。

地方分権改革の進展により、地方自治を取り巻く環境は大きく変化し、地方自治体の自己決定、自己責任のもとで運営できる領域がますます拡大していることから、議会は知事とともに二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割と責務はこれまで以上に増大しているところであります。

県民の直接選挙により選出された議員で構成される我々県議会は、県民の負託と信頼に的確にこたえるため、知事に対する監視機能、政策立案・政策提言機能を高め、県民を代表する議事機関として、県民に開かれ、かつ公正・公平な議論を通じて、県民の声を県政に反映させる等の責務を果たさなければなりません。

そのためには、議員一人一人がみずからの役割を再認識するとともに、議会の活性化に取り組み、議員の活動及び地方分権時代にふさわしい議会のあり方、あるべき姿を県民に

明らかにしていく必要があります。

よって、ここに議会がその権能を高め、県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的として、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、県民と議会との関係、知事と議会との関係等議会に関する基本的な事項を定めた本県議会における最高規範としての本条例を提案するものであります。

本条例は、前文と本文の8章28条及び附則で構成され、施行期日を本年4月1日としております。

本県は、ことし、日本復帰40周年という節目を迎えます。

我々沖縄県議会議員は、先人らの深い郷土愛、英知と努力により、苦難の歴史を乗り越えてきたことを忘れることなく、先人らの気概を受け継ぐとともに、本条例の制定を機に、地方自治の確立に向けてより一層取り組むことを決意するものであります。

この条例の制定は、ゴールではなく議会改革の始まりであります。この条例に魂を入れ、一つ一つ着実に実践していくこそが県民の負託にこたえる道であることをお互いに確認しようではありませんか。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重なる御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。